

新宿区立児童館等 安全管理マニュアル―防犯編―

□内にチェックをしましょう。

1 職員の共通認識と協力体制

- 館長を責任者とし、日ごろから安全管理について十分な打ち合わせを行う。
- 安全管理マニュアルを基に館独自のマニュアルを作成し、全職員に配布する。
- 保護者や関係機関への連絡先や避難経路を全職員が把握する。
- 警察や保護者への連絡、児童の安全誘導等緊急時の対応について、手順や役割分担を確認する。
- 学童クラブ保護者への連絡先一覧を事務室にも用意し、保管場所を全職員が把握するなど、緊急時にすばやい対応が可能な方法を工夫する。
- 学童クラブ児の申請事項に変更がある場合は、保護者に申請事項変更届の提出を求め、保護者への連絡先一覧の書き換えを速やかに行う。
- 緊急時における児童の避難や集団帰宅の方法などについて、あらかじめ対応方針を定める。
- 定期的に防犯訓練を実施し、緊急時の対応を身に付ける。

2 日常の安全管理

- 門、囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検する。
- 取り締まり上必要な場所については、囲いや鍵を設置し、人の出入りを制限する。
- 定期的に携帯用防犯ブザー（全職員が常時携帯する）、防犯ベルの動作状況を点検し、非常通報装置の使い方を確認する。
- 日ごろから地域の安全に目を配り、危険な場所や不審者等の情報を収集し、全職員が共有化する。
- 館内を定期的に巡回し、児童の安全を確認する。
- 外来者用の入口・受付を明示するなど、入館者は必ず受付前を通るような施設面での工夫をし、不審者の侵入を未然に防ぐ。
- 外来者には、職員が対応し、身元、用件、活動場所等を把握する。

3 児童への指導

- 定期的に避難訓練、安全指導を実施し、児童自身がとるべき安全対策を身に

つけられるようにする。

- 館の非常口や避難経路について日ごろから指導する。
- 来館や帰宅途上の犯罪に対処するため、あらかじめ交番や「ピーポ１１０ばんのいえ」の場所を教える。「ピーポ１１０ばんのいえ」については、各警察署の生活安全課防犯係が所管している。
- 危険な場所や不審者等の情報を児童に伝え、注意を促す。
- 来館及び帰宅については、一人ではなく、友達と一緒にするように、また、保護者と決めた安全な経路を通るよう指導する。
- リーフレット「犯罪から身を守るために　こんなときあなたはどうしますか？」を活用し、「見知らぬ人からの声かけや誘いにのらない。」など、各場面における防犯対策と連絡機関等を確認させる。

4 保護者との連携

- 学童クラブ保護者会を活用し、児童の安全確保について話し合う。
- 地域の危険個所や不審者の出没について、児童や保護者等からの情報収集に努めるとともに、各家庭への情報提供を行う。
- 来館や帰宅途上の犯罪に対処するため、あらかじめ交番やピーポ１１０ばんのいえの場所を保護者にも周知し、家庭で話し合われるよう働きかける。
- 児童が出かけるときは、保護者が必ず行き先と帰宅時間を確認し、約束した場所で遊び、約束した時間までに帰ることを指導するよう働きかける。また、児童に防犯ブザーを携帯させるよう要請する。
- リーフレット「犯罪から身を守るために　こんなときあなたはどうしますか？」を活用し、児童の安全確保について家庭で話し合われるよう働きかける。

5 地域との連携

- 地域懇談会、自主事業運営委員会等において、各地域ごとに児童の安全確保を図るための方策について、保護者や警察等関係機関と話し合う。
- 関係機関からの注意文書を配布・掲示するなど周知徹底する。
- 日ごろから近隣の区民、保育園、幼稚園、子ども園、学校等と緊密に連絡を取り合い、情報を共有化する。
- 児童の下校時刻を常に把握できるように学校と連絡を取り合う。また、特別な事情で下校が遅れるときなどは、学校との連絡がとれる体制をつくる。

6 館周辺に不審者がいる場合

- 情報を得た者は直ちに館長を始め、職員に情報を伝達する。
- 事業係、警察等と連携をとり、館内待機、集団帰宅等適切な措置をとる。
- 必要に応じ、保護者への連絡や情報提供を速やかに行う。
- 児童に対し注意を促し、緊急時の対応について再度指導する。

7 館内に不審者が立ち入った場合

- 児童の安全確保を第一に考え、できるだけ落ち着いて行動する。
- 不審者の侵入に気づいた者は、館長を始め職員に直ちに情報を伝達する。
- 不審者に対して、職員が協力して館外への立ち退きを要求する。
- 速やかに児童への注意喚起、避難誘導を行う。
- 携帯用防犯ブザー、防犯ベルを活用する。
- 警察に直ちに通報し、事業係に報告する。
- 不審者をなだめるなど警察が来るまでできるだけ時間を確保する。
- 差し迫った事態の場合は、非常通報装置を活用する。
- 加害しようとする者に対しては、楯、モップ、ほうき等を用い防御し、児童の安全を確保する。

8 他施設との連絡体制

館周辺で事件が起きたという情報を得た場合、原則として、①警察 ②児童館運営係 ③保育園 ④子ども園 ⑤学校 ⑥保護者 ⑦その他緊急に連絡を必要とする施設の順に連絡をすることとし、⑥をのぞく連絡先一覧を児童館、事務室等に掲示する。

(児童館運営係は、児童館全館に FAX するとともに、事件現場周辺の館には、電話で連絡をする。また、総務課に連絡する。区内公私立保育園、幼稚園、子ども園、学校には、総務課の判断により保育課、子ども園推進課、教育委員会を通じて連絡や指示がある。私立幼稚園には、総務課が直接連絡をする。)